

追加の救命いかだの乗艇場所に備える照明装置に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

追加の救命いかだの乗艇場所に備える照明装置に関する事項

改正理由

IACS は、SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則で要求される追加の救命いかだに関し、積付け場所に備え付ける設備等を明確にする統一解釈 SC213 を採択しており、本会は既に関連規則に取入れている。

同統一解釈においては、追加の救命いかだが積付けられる場所には照明装置を配置するよう規定しており、当該照明装置は、SOLAS 条約第 III 章第 16.7 規則において、船舶の非常電源からの給電が要求されている。この場合、当該給電用電源として自己起電の蓄電池を採用可能であるか明確でなかったことから、IACS は、統一解釈 SC213 の見直しを行った。その結果、当該照明装置の電源として自己起電の蓄電池が認められる旨を明確にするとともに、当該蓄電池を採用する際の要件を規定した統一解釈 SC213(Rev.3)を 2015 年 11 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 SC213(Rev.3)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 追加の救命いかだの乗艇場所に備える照明装置について、自己起電の蓄電池式照明装置を採用できる旨規定した。
- (2) 自己起電の蓄電池式照明装置を採用する場合の要件を規定した。

改正条項

安全設備規則検査要領 3 編 2.15.1